

委 員 会 規 程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人札幌西法人会（以下「本会」という）の定款第 35 条の規定に基づき、本会の委員会に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の設置)

第 2 条 本会の活動の充実を期するため、次の委員会を設置する。

- (1) 総務委員会
- (2) 組織委員会
- (3) 税制委員会
- (4) 広報委員会
- (5) 事業研修委員会
- (6) 厚生委員会
- (7) 社会貢献委員会
- (8) 役員等選考委員会

2 前項の役員選考委員会の運営に関しては別に定める。

3 第1項の委員会のほか、必要に応じ臨時の委員会を設けることができる。

(委員会の分掌等)

第 3 条 第2条第1項各号に規定する各委員会の分掌は、別表1のとおりとする。

(委員会の構成)

第 4 条 委員会は、次の委員を置く。

- (1) 担当副会長 1名
- (2) 委員長 1名
- (3) 副委員長 若干名
- (4) 委員 若干名

2 委員長は、理事のうちから理事会の決議によって選任し、会長がこれを委嘱する。

3 副委員長及び委員は、理事、支部幹事及び青年部会・女性部会の役員のうちから理事会の決議によって選任し、会長がこれを委嘱する。

(委員の職務)

第 5 条 委員は、委員会を構成し、本会の定款及びこの規程で定めるところにより、職務を執行する。

2 委員長は、所属委員会を代表し、その業務を執行する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(委員会の開催及び招集)

第 6 条 委員会、委員長が必要と認めたとき、これを招集して開催する。

(委員会の議事)

第 7 条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員会の議長)

第 8 条 委員会の議長は、当該委員長がこれに当たる。

(議決事項等の報告)

第 9 条 担当副会長は、委員会において議決した事項等を遅滞なく正副会長会に報告しなければならない。

(改 廃)

第 10 条 この規程を改廃する場合は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

1 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

2 この規程は、平成 27 年 5 月 26 日から施行する（委員会の名称及び分掌事項の改正）。

3 令和 7 年 5 月 26 日 一部変更

別 表 (新)

委 員 会 名	分 掌 事 項	備 考
総 務 委 員 会	1. 予算及び決算に関すること 2. 諸規則の制定・改廃に関すること 3. 総会・理事会等の開催に関すること 4. 委員会及び支部等との調整に関すること 5. 税務当局、税理士会等関係団体との連絡調整に関すること 6. 事務局に関すること 7. 他の委員会に属せざること	
組 織 委 員 会	1. 会員増強等、組織強化に関すること 2. その他組織に関すること	
税 制 委 員 会	1. 税制及び税務行政に関すること 2. 税制改正に対する要望意見・提言に関すること 3. 電子申告の推進に関すること 4. その他税制に関すること	
広 報 委 員 会	1. 対外・対内の広報活動に関すること 2. 有効な資料・情報の収集・提供に関すること 3. その他広報に関すること	
事 業 研 修 委 員 会	1. 支部等会員交流の推進に関すること 2. 研修会・講演会の企画・立案及び実施に関すること 3. 参考図書及び教材作成に関すること 4. その他研修に関すること	
厚 生 委 員 会	1. 法人会福利厚生制度の普及推進に関すること 2. 法人会福利厚生制度連絡協議会の運営に関すること 3. その他福利厚生に関すること	
社会貢献委員会	1. 地域企業及び地域社会への貢献活動に関すること 2. 租税教育に関すること 3. 青年部会・女性部会の指導育成に関すること 4. その他社会貢献事業に関すること	

